

實驗

日本修身書卷八

高等小學
生徒用

T1A3

22

(W46)

明治廿七年一月十六日
文部省檢定濟

三宅米吉校閱
中根淑
渡邊政吉編纂

實驗
日本修身書卷八
高等小學
生徒用

東京

金港堂書籍會社

第一課 孝行

詩に曰はく、父や我を生み、母や我を鞠ふ、我を拊
で我を畜ひ、我を長ト我を育し、我を顧み我を復
し、出入に我を腹けり、之に徳を報いんと欲する
に、昊天極りなし。といへり、實に父母の恩の大い
なるは、天の廣大にして、窮りなきが如く、到底報
い得べきにあらず。されど、人若し父母の我を思
ふ心を以て、我が心となして、夙夜怠らず、心を盡
くして親に事ふれば、其の恩の萬分一を報ゆる
に足らんか。

寛政のところ、安藝の國に左助といへる孝行の
ものありけり、母産後の病ひにて、久しく憐み
居けるを、左助幼年ながらよくいたはりて、之
に事へたり。曾て和田の温泉は其の病ひに効
ありと聞き、人に謀りて、路用を調へ、母を伴ひ
ゆきて、之に浴せしめ、いとよく看護せしかば、
病ひ終に癒はたり。左助其の後は、毎日河普請
の人夫に傭はれて、若干の錢を得れども、悉く
之を父母に渡して、己れが用には、いささかも
費さざりしといふ。

第二課 孝行

孝は人の大行なり、苟も是にかくる所あれば、其の他に何程の善き行ひありとも、稱するに足らず、故に古人も、人の子となりては、孝に止るといへり。されば何人といへども、孝には最も心を留めざるべからず。

所生の父母にはあらねども、義理に於いて父母となれるものを、義理の父母といふ。之に事ふるも、猶所生の父母に事ふると異なることなし。

昔江戸の深川に、春養といへる盲人にて、按摩を

渡世とせしものあり、妻もといへるを迎へけるに、其の連れ子に、さよといふ娘あり、此のもの至りて孝行にて、いと善く春養に事へけるが、家貧しければ、やがて他家に奉公したり。然るに用事の暇に、學問技藝を勵みつとめて、程なく其のあらましを曉りしかば、暇を乞ひて、再び家に歸り、近所の女子どもを集め、前に學び覺れたる學問技藝を教へて、家の生計を助けながら、朝夕孝行怠りなかりしとぞ。

人ノ子トナリテハ、孝ニ止ル。

第三課 敦睦

一家族は、父母兄弟妻子の相集りてなせる團體なり、父母兄弟妻子は、たとひ人爲有形の團體を爲さずとも、元自然無形の團體にて、禍福休戚、れのづから相關れり。況や其の一家族をなすに於いてをや。宜しく互に善く敦睦して、其の幸福を祈むべし。若し一家族互に一致協同して事を謀らんには、幸福を得るに於いて、何の難きことかあらん。

昔陸奥の國會津郡に、權右衛門といふ農夫あり、

男子三人ありて、又助、左次兵衛、勘兵衛といふ。三人とも、妻を迎へ子を設けて、家族十四人一つ家に住みけるが、いと睦しく暮したり。

權右衛門年老いて、身體不自由になりければ、三夫婦心を合はせて、只管其の心を安んせんことを務めたり。又相互の間は、いと打ちどけて親しきが中に、少長の禮義甚だ正しかりしかば、幼兒等も之を見習ひて、人より物を惠まらるることあれば、必ず互に相分ちたり。

家を治むるにも、忍の字を用ふべし。忍とはこら

ふるなり、凡うの人君子に非ざれば、我が心に適はざること多し、堪忍せざれば、人の交りは和がず。然るに父兄は、子弟の己れに仕へやう足らずして、心に適はざれば、子弟を責む、子弟は、父兄の惠み薄くして、あきたらざれば、父兄を怨む、其餘、夫婦親戚も亦然り。互に堪忍せざれば、怒り怨み出で来て、父子兄弟夫婦親戚の間睦しからず、此の故に、人の行ひの我が心に適はざることを、互に堪忍して、怨み怒らざれば、一家の内和を樂しむ、是家を齊ふる道なり。

第四課 親の務め

凡う子を教ふるには、父母嚴かなれば、子たるもの恐れ慎みて、親の教へを聞き、背かず、是を以て孝の道行はる。父母柔かにして、嚴かならず、愛すべければ、子たるもの、父母を恐れずして、教へ行はれず、誠めを守らず、是を以て孝の道立たず。子を育つる道を知らで、常に子を驕らしめ、氣隨なるを誠めざれば、其の驕り、年の長ずるに従ひて愈増す。又其の母、子の悪しきことを父に知らせず、常に子の過ちを覆ひ隠す時は、父は、其の子の

悪しきを知らず、禁せず、惡遂に長くとて、一生不肖の子となり、或は家をも身をも保たざるに至る、淺ましきことならずや。

父母威嚴ニシテ慈アレバ則チ子女畏慎ニシテ孝ヲ生ズ。

之ヲ教フルモノハ之ヲ導クニ德義ヲ以テシ、之ヲ養フニ廉遜ヲ以テシ、之ヲ率フルニ勤儉ヲ以テシ、之ヲ本クルニ慈愛ヲ以テシ、之ニ臨ムニ嚴格ヲ以テシ、以テ其ノ身ヲ立テ、以テ其ノ德ヲ成ス。

第五課 朋友

朋友は初めに善く擇びて交るべし、交る所若し其の人にあらざれば、後之が爲めに、思はざる禍害を被ることあればなり。

一たび交りを結びて後は、互に愛敬信義を盡くして、快樂苦痛を共にすべし、假り初めにも、彼の富めば親しみ、貧しければ疎んずるが如き、小人の所爲を學ぶべからず。

尾張の伊藤冠峰、初め南宮大湫と同トく、秋元淡淵の門に學びて、交情厚かりき。淡淵江戸に移り

て後、門弟半ばは大湫を師とし、半ばは冠峰を師
としたり。冠峰、二門の終に相軋るに至らんこと
を察し、病ひと稱し業を止めて、諸國に漫遊せり。
後大湫江戸に移り住みしが、間もなく火災に罹
りて、いたく窮困し、國に遣しし妻子を迎ふること
能はざりしに、冠峰之を聞きて、甚た不便に思
ひ、己れが田宅を買入れして、路用を調へ、數人を
つけて其の妻子を江戸に送り遣りぬ。

富ム時親シマズ貧シキ時疎ンゼザルハ眞ノ
大丈夫ナリ。

第六課 朋友

人と交るは、うれ猶鏡に向ふが如し、我、鏡に向ひ
て笑へば、影も亦笑ひ、怒れば、影も亦怒る。人に交
るに、我、彼を愛すれば、彼も亦我を愛し、我、彼を憎
めば、彼も亦我を憎む。されば諺にも、愛は愛を招
くといへり。凡ろ人に交るの道は、愛に如くもの
なしと知るべし。朋友の間、交情に厚薄あるは、畢
竟此の道の善く行はると、然らざるとに由る
なり、思はざるべけんや。

江上 關龍は、江戸の人にて、劍術の達人なりしが

高山彦九郎とは交り特
に厚し。天明中、關東諸國
饑饉にて、窮民の亂をな
すもの多く、彦九郎が郷
國上野も亦騒がしかり
き。此の時彦九郎江戸に
ありしが、歸りて之を鎮
めんと思ひ、關龍の許に
往きて、暇乞ひしけるに
關龍、共に與に往かんと



いふ。然るに彦九郎固く之を辭しければ、關龍さ
らば饒別にとて、腹巻一具贈りぬ。彦九郎之を受
け、やがて發足して中山道を急ぎ行くはそに、路
傍の旅店に、多人數の息へるあり、ふりむきて見
れば、關龍が門弟をもを連れたる一群なり。彦九
郎怪しみて仔細を問へば、關龍答へて、竊に足下
の義舉を助けんとて、途をかへて先づ往きたる
に、騒動既に鎮りたれば、今歸り來れるなり、とい
ふに、彦九郎深く其の志しの厚きを謝したり。
友ノ爲メニ勞スレバ友ノ情ヲ増ス。

第七課 虚名を售ることを説む

總べて人は、學問なり、德行なり、技藝なり、何事にても、人に勝れて善き所あれば、名譽は、我より求めずとも、自ら至るものなり。故に人名譽を欲せば、先づ其の本を務むべし、本を務めずして、徒らに名譽を望むは、是謂はゆる蒔かぬ種ねの生じんとことを望み、木に縁りて魚を求むるの類なり、愚の至りといふべし。

和泉屋甚助は、號を太申といひて、富豪の商人なりしが、偏に己れが名の世に聞ゆることをのみ

願ひたり。因りて儒者醫士はいふも更なり、歌人俳家より、幫間浮浪の徒にまでも、廣く交りを結び、其の力を藉りて、或は書を著し、或は碑を立てて、己れが功を旌し、又其の身上の事を淨瑠璃に作りて、戯場に演ずるなど、凡ろ名聞を得ること、一として爲さざるなし。斯く無益の事に日日多くの財を費ししかば、さしもの富豪も、終に是が爲めに衰滅したりとぞ。

人ノ己レヲ知ラザルヲ患ヘズ、其ノ不能ヲ憂フ。

第八課 用心

凡ろ事の成るは成る日に成るにあらず、必ず由りて來る所あり、と古人既にいへり。今此の意を推し擴むれば、總べて事の成るを欲せば、豫め之を成す所以の道を備へざるべからずといふ意に歸著すべし。されば何事も、平生事なき日に於いて、よく將來を慮りて、豫め其の備へをなす置べくべし。

山内一豊始めて織田信長に仕へし頃、たまたま東國より名馬を鬻ぎに來りしものあり。織田家の諸將士集り觀て、皆其の逸物なるを歎賞せしかども、價貴ければ、之を買ふもの絶えてなし。一豊家に歸り、身貧しくして、之を買ふこと能はざるを嘆きけるに、妻の曰はく、わらは御身に歸きし時、父より賜はりて、今に貯へ置ける金あり、之を御身の大事に用ひんこと、わらはが本望なり。とて、鏡の箱より小判十枚を取り出しぬ。是に由りて、一豊遂に彼の名馬を買ひ、馬揃への時、乘りて出でければ、信長之を見て、其の用心の到れるを褒めて、祿を増し、是より次第に重く任用したり。

第九課 寛弘

人に接するには常に寛弘を旨とし、其の長ずる所を稱して、徳を成さしめ、其の短なる所を恕して、過失を咎めざるを善しとす、斯くの如くなれば、終身交るも、絶わて怨みを受くことなし。然るに、若し之に反して、人を待つこと過嚴にして、小過を責め、舊惡を念ふが如きことあれば、人皆堪ふること能はずして、其の極、遂に禍害を我に加ふるに至る、慎まざるべけんや。

南宮彌六は、大湫と號す、性度至りて寛弘なり、常

に曰はく、人寛なれば、能く衆を容ると平生門人奴婢を遇するに、嘗て少しも譴責せしことなし、故に人皆之に懷き服せり。

坂田恒山は、武藝を嗜み、最も拳法に精し、嘗て門弟子に語りけるは、吾が學ぶ所は、元溫柔の手段なり、古語に、人剛なれば、我柔を以て之に勝ち、人術を用ふれば、我誠を以て之を感せしむといへり、吾が術を學ぶものは、身は嚴重なるを要し、意は閑定なるを要す、激烈は最も忌む所なり、といひしとぞ。

萬事寛ニ從ヘバ、其ノ福自ラ厚シ。

第十課 公平

人の心は感情の爲めに動き易きものなり、故に他人の善惡を評するにも、交情の親疎に由りて公平を失ふことを免れず。其の人、我と親しき時は、之を愛する情強きに因り、其の惡しき所を見ず、故に之を褒むること多く、其の實に過ぐ。其の人、我と善からざる時は、之を惡む心深きに因り、其の善き所を見ず、故に之を誹ること多く、其の實に過ぐ。又其の人、我と交り甚だ疎き時は、唯其の容貌を見、其の音聲を聞き、直ちに其の人物

を高下し、或は唯世評を聞きたるのみにて、輕輕しく其の人を忌み棄つ、是實に小人の常なり。君子は然らず、其の人を愛すと雖も、其の惡を見ると明かに、其の人を憎むと雖も、其の善を知ること審なり。是君子は善き人の爲めには、其の及ばざる所を告げて、之を奨め、惡しき人の爲めには、其の善き所を褒めて、之を勵まさんと思ふが故なり。禮記に「愛シテ其ノ惡ヲ知り、憎ミテ其ノ善ヲ知ル」とあり、淺見藤右衛門の、三井角右衛門に於けるが如きは、則ち是なり。

萬の事、深く心を用ひざるべからず、心の用ひ方、いささか違へば、其の成績に大いなる差を生ずるは、常の事なり。家を治むるには、此の事特に著し、善く心を用ひて、節儉を務め、奢侈を戒むる時は、無用を轉トて有用となし、財を養ひ、用を裕かにすることを得べし。若し私欲を恣にし、驕奢を極むる時は、財用忽ち盡きて、家を保つこと能はざるに至る。然れば、苟も善く家を治めんと欲するものは、節儉に心を用ふることを、最も深からざるべからず。



野野村彦左衛門は、加藤清正に仕へて、祿三百石を取りし人なり、初め割り渡されたる宅地は、大凡六百坪なりしが、其の五十坪に家を建て、三百坪を圃となし、残り二百五十坪には、栗梅茶などの有用なる樹木を植ゑ

付けたり。又宅地の外周りにば、皂莢と柳とを植
え付けて、薪材の料に備へたり。
斯くて十年ばかりを経しは、其の樹木、いつ
れもよく生ひ立ちて、茶の芽梅栗の實など、收穫
多く、己れが家の用に供したるあまりは、或は賣
り、或は人に贈るはせなりしかば、小祿の身なが
らも、馬二頭、士四人、下部五人を養ひ、其の他武器
の用意に至るまで、千石の土にもまさりしといふ。

富裕ハ、儉約ヨリ生ジ、貧困ハ、奢侈ヨリ起ル。

第十二課 仁恕

我が身に骨の折るるとは、人の身にも骨折れ、
我が身に悲しきことば、人の身にも悲し、人間萬
事皆此くの如く、我も人も、同ト事は、同ト様に感
ずるものなり。されば世の諺にも、我が身をつみ
て、人の痛さを知れといへり、よき教へといふべ
し。人善く此の教へに従ひて事をなさば、人に怨
まらること、絶えてなかるべし。昔支那の陶淵明
といふ人、下男を備ひ入れて、其の子の許に送り
遣る時、是も亦人の子なり、愛して使ふべしと戒

めしは賢しといふべし。

宋の王旦、寇準と同トく仕へ。王旦は、中書にあり、寇準は、樞密院にあり、或る時、中書より出さける書面に、誤りて印を倒し、互に押しつけてければ、寇準人を遣はして、厳しく之を謹めたり。其の後、樞密院も亦同ト過ちしければ、中書のものをも、今ところ先の怨みを反さめといふを、王旦、前の樞密院の仕方を悪しと思ふに、何とて其の悪しきことを學ぶや、といひければ、皆其の理に服して止りぬ。

第十三課 勤勉

我が家の生業を勤めて、財を生ずるを本とし、又儉約を行ひて、財を保つの道とす、若し然らずして、家業に怠りて勤めず、財を漫りに費して、儉約ならざるは、是困窮の基にて、家を破る。故に家を豊かにし、財を足すの道は、よく家業を勤むるにあり。又財を保ちて失はざるの道は、儉約を行ふにあり。此の勤むると儉約とは、家を保つの道なり。

まづは、常陸の國の農民喜兵衛が妻なり、既に頗

を迎へて後、三人の孫を得、家内總べて七人にて暮しけるが、程なく、夫と子とは病みて失せぬ。家素より貧しければ、是に至りて、わびしと言はん方なし。故に親族をも相謀りて、家族をば各分ち養ひ、田畑家財を賣りて、其の償ひにあてんといふに、まづは同意せず、わらは如何にもして、此の難儀を凌ぎ、家を保つべし、といひけるに、終に其の心に任せたり。是より後、まづは一心に家業を勵み、孫をも育てしが、終に果して再び家を興したり。

勤勉ノ人ハ萬物ヲ化シテ黄金トナス。

第十四課 業を習ふ

凡そ天下の事は、如何にたやすき業にても、爲さざれば成らず、如何に難き業にても、勇を奮ひて勉勵すれば、決して成らずといふことなし。畢竟人の功業の大小は、全く其の勉勵の度に隨ふものなり。されば世の少年は、須らく人に勝れて勉勵し、人之を一たびすれば、已れば之を百たびし人之を十たびすれば、已れば之を千たびして、必ず事業を大成せんことを期すべし。

前野良澤は、幼くして父母を失ひ、外舅宮田全澤

の許に生長す、一日全澤良澤を識して、凡う男子たるものは、世の人の未だ爲さざる事を爲して、世を益すべしといひけるに、良澤深く感トたり。後醫を以て中津藩に仕へ、江戸の邸にありける時、始めて蘭書を見て、思へらく、吾が終生の業として、舅氏が教諭に答へんものは、是なるか、とて、是より志しを決して、蘭書を修めたり。初めは青木昆陽に従ひて學び、後屢長崎に遊びて、研精怠らざりしかば、終に其の業を大成し、數多の書を著して、此の學に志す人人を導きたり。

第十五課 才智

才智は、善く磨きたきものなり、事をなすには、才智をれきて頼むべきものなり。

才智勝れたる人は、事を處すること迅速にして、大方過ちなけれども、才智劣れる人は、遅緩にして、生々過ちあり、才智の優劣、人に於いて大いなる損得あるを知るべし。

朝鮮征伐の時、黒田長政の士吉田又助、平安川の幅を見積るべき由を命せらる。又助、川に至り、たまたま向ひ岸に人あるを見て、打ちうなづき、人

を堤上に走らしめ、其の身長の、向ひの人に同く見ゆるに及びて、之を止め、其の間の距離を測りて、川幅を知りたり。

是も朝鮮征伐の時の事なり、加藤清正或る時大川に打ち出で見るに、向ひの岸に繋げる船あり、且陸には陣屋ありて、旗を立てたり。清正はほ笑みて、あれを見よ、鷗のむれ、岸に沿ひて泛べり、敵なきこと必定なり、といひて、人を遣りて、船を奪はしめしに、果して敵は居ざりけり。

第十六回 身を修む

明治二十三年十月三十日、今上天皇陛下の下し給ひたる勅語は、吾等が、日常身を修むる法典と仰ぐべきものなれば、平生誦讀して、寸時も忘るることあるべからず。

朕惟フニ、我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ、我カ臣民、克ク忠ニ克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世世厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我カ國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源、亦實ニ此ニ存ス、爾臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及

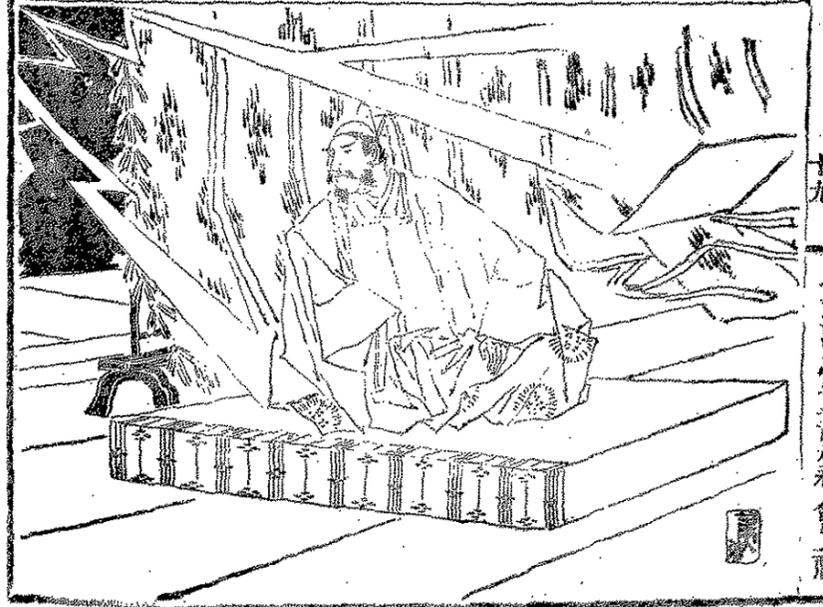
ボシ、學ヲ修メ、業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ、進テ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ、國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレバ、義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ、是ノ如キハ、獨リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズ、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン。
斯ノ道ハ、實ニ我ガ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラズ、之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ、朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ、咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

第十七條 修養

人の資性は、生まれながらにして、完備なるはなし。されば、人皆自ら其の身の長ずる所と、短なる所とを知り、其の長ずる所を助けて、ますます長せしめ、其の短なる所を養ひて、漸く長せしめんことを務めざるべからず。斯くの如くするを、自ら其の身を修むといふ。自ら其の身を修むるは、何人にも極めて大切なり。人としては、多少父母教師の教へを受けざるものもなかるべければ、自修の心なくとも、無下に愚かなるものともならざるべし。されども、自修の心なきときは、

父母教師の教へも、深く
其の心に入らざるべけ
れば、其の人に取りて大
いなる損なり。

自修に最も大切なるは、克
己なり。克己とは、我が情欲
に打ち勝ちて、正智の判断
に従ふをいふ。自修の目的
は、己れが性の偏せる所を
矯正するにありて、固より



我が情欲に逆はざるを得ざるものなれば、克己
の、自修に必用なるは、容易に知るべきなり。
後、光明天皇は、性甚た雷を畏れ給ひしが、ある時
「人須らく性の偏の最も克ち難き所より克ち去
るべし」といふ古人の語を思ひ出させ給ひて、朕
が雷を忌むも、性の偏なり、朕なぞか之に克たさ
るべき」と宣ひたり。此より雷の鳴る毎に、御簾の
外に出で雷の止むまで、端坐してましまししが、
遂に雷を畏れ給はずなり」といふ。

磨勵ハ當ニ百鍊ノ金ノ如クスベシ。

第十八課 公益

人の樂しみさきまあるが中に、人を樂しませて樂しむばかり、樂しみの大きく且貴きはなし。公益を圖るは、此の樂しみの第一なり。我のみの樂しみは、小にしていふに足らず。中にも、衣服飲食を奢りて樂しむは、更に鄙し。然るに世には、此の前なる樂しみを棄てて願ふ、偏に後なる樂しみのみを願ふものあり、如何なる心ぞや。後なる樂しみも、未だ全く棄つべからずと雖も、必ず節儉を目的として、程よき處に止め、以て前なる樂しみを樂しむべし。

古の賢人、一簞の食、一瓢の飲、陋巷に居て、其の樂しみを改めざるものあり。道を樂しむこと深ければ、誠にさもあるべし。されば、吾人は、縦ひ彼が如くなる能はずとも、食は、體を養ふに足り、衣は、暖を取るに足り、室は、雨を防ぐに足らば、足れりとすべし。決して奢りに至るべからず。古語に、羅綺千箱も、一暖に過ぎず、食前方丈も、一飽に過ぎず、といへり、味ひある言なり。世人財と力と、餘りあらば、宜しく之を公益に用ふべし、其の樂しみ、錦衣玉食に勝ること萬萬なり。

第十九課 忠君

君臣の間は、固より父子の自然の親しみあるが如くならず、然るに古來忠をもて、孝と同トく人の大行となすは、何の故や、按ずるに、國は家の集りにして、家は人の集りなり、家に二親衆子あり、親其の長と爲りて、衆子を治め、之に食を與へ、之に衣を着せ、之が教へを施し、之が争ひを已む。若し親の長たることなくは、家一日も立つべからず。國も亦然り、國の長を君主といふ、億萬の人を治め、學校を設けて、教育を布き、刑法を立てて、

不良を罰し、律令を示して、秩序を整へ、兵士を養ひて、不虞に備ふ、故に國一日も君主なければ、人相争ひ相殺して、窮極なかるべし、されば、君の國に長たるは、猶親の家に長たるが如くに、して更に大なりといふべし。臣民の國君に受くる恩、亦厚からずや、忠は即ち此の厚恩に報ゆる所以のものなれば、其の古來孝と共に人の大行と立てたること、誠に宜なり。我が國の如き、國體の國柄にては、特に忠を重しとす、思はざるべけんや。
人ノ道ハ、父子ノ親、君臣ノ義ヨリ大イナルハナシ。

第二十課 愛國

愛國の心は國の元氣なり。國此の心に乏しければ、法度皆廢れ、文物悉く衰へ、内憂常に斷じず、外患屢至り、其の滅亡必ず日なかるべし。
方今、世界萬國互に盟約を結びて、好みを修む、外面より之を見れば、更に不祥の兆なく、永く平和を保つべきが如くなれども、其の實は然らず、皆竊に鷲鳥の慾を抱きて、姑く其の爪を隠せるものなり、苟も世界列國の間に國を成せるものは、之を知らずんばあるべからず。

我が國は土地美にして、四方外國に接せず、誠に世界諸國の慾望を促すに足る國柄なれども、幸に上に聖明の天子あり、下に愛國の臣民ありて、開闢以來今に至るまで二千五百餘年間、尺寸の地も曾て外人の爲めに蹂躪せられず、反りて屢國威を海外に震へり、今に及びて、吾等若し、愛國の心に乏しく、斯の國をして一旦不祥の事に逢はしめば、夫れ何の面目ありて、皇祖皇宗を始め奉り、我が祖先に地下に見ゆんや、思はざるべからず。

明治廿六年十月十三日印刷
 明治廿六年十二月二十八日訂正再版印刷
 明治廿六年十二月三十一日發行

高等日本修身書生徒用卷八

定價 金七錢

渡邊政吉

東京市本郷區藥川町十番地

金港堂書籍株式會社

東京市日本橋區本町三丁目七番地

金港堂書籍株式會社 社長

原亮三郎

東京市下谷區龍泉寺町四百番地

金港堂

大坂市東區南本町四丁目

金港堂

宮城縣仙臺市國分町五丁目

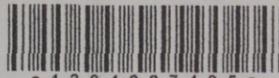


發行者 愛

代表者

大賣場

圖書 和圖書 遡



a 1384007435 a

福岡教育大学蔵書